

○ 大郷町低入札価格取扱実施要領

(平成13年4月27日告示第28号)

(趣旨)

第1条 この要領は、大郷町低入札価格取扱要綱(平成13年大郷町告示第27号。以下「要綱」という。)に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で工事執行者が次に定める割合により算定した額とし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、一の算定方法にかかわらず10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合とする。

(平20告示20・平21告示25・平25告示32・平26告示46・平29告示37・令元告示96・令4告示11・一部改正)

(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)

第3条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当該入札に参加したすべての入札者に対して「保留」と宣言し、「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する。」旨を告げて入札を終了する。

2 要綱第3条の規定により入札執行者が行う調査は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次に掲げる事項について、当該最低入札者から事情聴取、当該契約に係る積算担当者及び関係機関への照会その他の方法により行うものとする。

(1) その価格により入札した理由、当該入札書に係る工事費内訳書を徴する。

(2) 当該工事を行うに当たって当該最低価格入札者が予定している労務、資材等の数量及びこれらの調達等に関する事項及びその適否

- (3) 特別な理由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
 - (4) 当該入札者の経営状態
 - (5) その他必要な事項
- 3 前項に掲げる調査は、次の内容により事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。
- (1) 契約対象工事付近における手持工事の状況
 - (2) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
 - (3) 契約対象工事箇所と入札者の事業者、倉庫等との関連(地理的条件)
 - (4) 手持資材の状況
 - (5) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (6) 手持機械の状況
 - (7) 労務者の具体的供給見通し
 - (8) 過去に施工した公共工事名及び発注者名
 - (9) 経営内容
 - (10) (1)から(9)までの事情を聴取した結果についての調査検討
 - (11) (8)の公共工事の成績状況
 - (12) 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
 - (13) 信用状態 建設業法(昭和24年法律第100号)違反の有無
賃金不払いの状況
下請代金の支払い遅延状況
その他
 - (14) その他の必要な事項
(平29告示37・一部改正)

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第20号)

この告示は、公布の日から施行し、平成20年4月1日以降に入札公告等を行う工事に係る請負契約(予定価格10,000,000円を超えるものに限る。)の入札から適用する。

附 則(平成21年告示第25号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第32号)

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第46号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日以降に入札公告等を行う工事に係る請負契約の入札から適用する。

附 則(平成29年告示第37号)

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日以降に入札公告等を行う工事に係る請負契約の入札から適用する。

附 則(令和元年告示第96号)

この告示は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則(令和4年告示第11号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事に係る請負契約の入札から適用する。